令和３年度　信里地域委員会団体活動助成金交付要綱

（趣旨）

この要綱は、誰もが生きがいを持って心豊かな信里地域の実現に向け、自主的な団体活動に要する経費に対し、篠ノ井住民自治協議会信里地域委員会（以下「地域委員会」という）予算の範囲内で助成金を交付するに必要な事項を定めるものである。

（交付対象団体事業分野）

助成金の対象となる団体は、次に掲げる事業①〜③のいずれかを行う団体とする。重複する場合は申請時にいずれか一つの事業を選択する。なお、審査により申請した事業分野を変更する場合がある。

1. 地域振興事業・・・信里地区の活性化、地域おこしに資する事業。
2. 文化芸術事業・・・趣味や学習等の文化・芸術に関する事業。
3. 子ども関連事業・・・子どもの教育や活動を目的とした事業。

※共通要件

ⅰ.信里地区内に活動拠点を置く団体。

ⅱ.信里地区在住、在勤、在学者かつ事業に参加する者が5名以上在籍している団体。

ⅱ.本要項の趣旨に資すると認められる事業を行う団体。

ⅲ.法令に違反する事業を行う団体でないこと。

ⅳ.その他篠ノ井住民自治協議会信里地域委員会委員長（以下「地域委員長」という）が必要と認める団体。

（交付非対象事業）

助成金の交付対象とならない事業は、次に掲げる事業とする。

1. 同一経費について、国又は地方公共団体等の交付を受けているもの。
2. 公序良俗に反する事業。
3. 宗教的又は政治的活動に関する事業。
4. その他本助成金審査において不適当と認めたもの。

（助成金の上限金額）

助成金の上限金額は、次に掲げるものとする。ただし、審査により交付額を決定するものとする。

1. 地域振興事業・・・１団体50,000円を上限とする。
2. 文化・芸術事業・・・信里地区在住の構成員1名あたり1,000円を上限とする。
3. 子ども関連事業・・・信里地区在住または在学の18歳以下（高校生まで）の構成員1名あたり2,000円を上限とする。

（申請方法）

次に掲げる書類を地域委員会事務局に提出する。

1. 申請時
	1. 信里地域委員会団体活動助成金交付申請書
	2. 団体収支予算書
	3. 構成員名簿
2. 事業実施後
	1. 信里地域委員会団体活動助成金事業実施報告書
	2. 団体収支決算書
	3. その他地域委員長が必要と認める書類

（交付額の決定）

地域委員会役員会で審査を行い、決定額を団体へ通知、公示し口座振込により支出する。

（その他）

1. 助成金の交付は地域委員会一般会計より支出する。
2. 同一団体について、本助成金の重複交付はしない。
3. 当該年度に事業実績が無かった場合については助成金を返還する。
4. 必要に応じて交付団体の活動について地域委員会広報にて発信する。
5. 地域委員長が必要と認めた場合活動実態の調査や報告を求める。
6. 上記５の結果、団体が要件に適合しない場合や助成金の不適切な使用が認められた場合は返還を求める。
7. 申請提出期間　令和３年４月１日～令和４年２月28日

報告提出期間　事業実施完了後～令和４年６月30日